

富岡市

最終更新：2020/7/1

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>保育所・認定こども園等の利用者負担額減免事業</p> <p>対象者：市内に住所を有しており、所得税または市民税の申告をしていて、利用者負担額に滞納がなく、以下（1）～（3）のいずれかに該当する子どもがいる方。 （1）同一世帯（父または母）で18歳未満の児童を3人以上扶養している第3子以降の子ども （2）ひとり親世帯の子ども（同じ住所に母と子または父と子以外の者が住んでいないこと） （3）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯の子ども</p> <p>内 容：利用者負担額が無料。</p> <p>問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511（内線1163）</p>
	<p>保育所・認定こども園等の副食費適正化調整給付事業</p> <p>(新) 対象者：市内に住所を有しており、以下（1）～（3）の全てに該当する子どもがいる方。 （1）3歳児クラス以上で2号の認定を受けている子ども （2）18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯の第3子以降の子ども、または「ひとり親世帯」か「在宅障害児（者）」のいる世帯の子ども （3）国の副食費免除（年収360万円未満相当の世帯）の対象とならない子ども</p> <p>内 容：保育所・認定こども園等の副食費が無料。</p> <p>問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511（内線1163）</p>
	<p>出産祝品</p> <p>対象者：市内に住所を設定した出生子の保護者</p> <p>内 容：富岡産シルクの「おくるみ」を贈呈。 （第2子以降については、市内の商店で利用できる「商品券」も選択可能）</p> <p>問合せ：《市民課 窓口係》 TEL：0274-62-1511（内線1114）</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0274-62-1511（内線1122）</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者：特定不妊治療・一般不妊治療をしている方 （夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方）</p> <p>内 容：自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 （特定不妊治療については、県の助成額を減じた額の1/2以内で年額20万円） ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ：《健康推進課 保健推進係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）</p>
	<p>不育症治療助成事業</p> <p>対象者：専門医で不育症治療をしている方 （夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方）</p> <p>内 容：自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ：《健康推進課 保健推進係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）</p>

〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>学校給食費の補助</p> <p>対象者：以下（1）～（3）の全てに該当する方。 （1）市内に住所を有している方（補助対象となる保護者及び児童生徒） （2）同一保護者が18歳に達する以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者を3人以上養育している場合で、そのうちの出生の早いものから順に数えて、2人目以降の子どもが小中学校に在籍している方 （3）給食費の滞納がない方</p> <p>内 容：2人目以降の子どもを対象に、給食費を補助。 （市内小中学校に在籍の場合は学校給食費、市外小中学校に在籍の場合は給食費相当額）</p> <p>問合せ：《学校給食センター》 TEL：0274-62-1504</p>
住宅支援	<p>移住促進奨励金</p> <p>対象者：市内に住宅を取得して市外から転入する方のうち、過去5年の間に世帯員全員が富岡市に住民登録されていない方 ※以下（1）～（3）の全てに該当する住宅が対象 （1）新築住宅 または 中古住宅 または 空き家住宅 （2）居住面積50㎡以上の専用住宅 または 併用住宅 （3）登記日が平成31年4月1日以降の住宅</p> <p>内 容：以下の基本額と加算額を合計し、150万円を上限とする奨励金を交付。 基本額 住宅取得価格の3%（上限50万円） 加算額（一例） 夫婦とも45歳以下の世帯 +30万円 中学生以下の子どもがいる世帯 第1子+20万円、第2子以降+30万円 市内事業所に正規従業員として勤務 +10万円 ※奨励金のうち20万円は、市内商店街が発行する商品券で交付。</p> <p>問合せ：《地域づくり課》 TEL：0274-62-1511（内線1253）</p>
	<p>空き家家財道具等片付け補助金</p> <p>対象者：空き家の所有権を有する方、またはその相続人で空き家の家財道具等を処分運搬及び屋内外の環境整備をする方 （その他の条件については、お問い合わせください）</p> <p>内 容：家財道具等を処分し、富岡市空き家バンクに登録または宅地建物取引業者との媒介契約を締結する場合において、家財道具等の処分に要する費用の一部を助成する。 ※補助率…費用の1/2以内（上限額10万円）</p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-62-1511（内線1324・1325）</p>
	<p>市営住宅紹介</p> <p>対象者：富岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.tomioka.lg.jp/</p> <p>内 容：</p> <p>問合せ：《群馬県住宅供給公社富岡支所》 TEL：0274-64-9801</p>
	<p>住宅用新エネルギー機器設置補助金〔太陽熱利用システム〕</p> <p>対象者：以下（1）～（4）の全てに該当する方 （1）自ら居住する既築住宅等に機器を設置する方 （2）市民、または市民になることが確実であると認められる方 （3）機器の設置工事を当該年度中に完了することができる方 （4）世帯の全員が市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない方</p> <p>内 容：太陽熱利用システムの購入及び据付工事に係る経費の10%を補助する。 ※上限額…強制循環型40,000円、自然循環型20,000円。</p> <p>問合せ：《清掃センター》 TEL：0274-62-2823</p>
住宅支援	<p>家庭用生ごみ処理機の補助</p> <p>対象者：市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、生ごみ処理機を適切に維持管理できる方</p> <p>内 容：生ごみ処理機（1世帯につき1台）と生ごみ処理容器（1世帯につき1組（本体2基と微生物菌2袋））の経費の1/2を補助する。 ※上限額…生ごみ処理機15,000円、生ごみ処理容器1,500円。</p> <p>問合せ：《清掃センター》 TEL：0274-62-2823</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	<p>若者人材確保支援奨励金</p> <p>対象者：以下（1）～（6）の全てに該当する方 （1）就職1年目 （2）就職の時点で、30歳以下であること （3）市内の中小企業に、正社員として勤務していること （4）同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること （5）申請の時点で富岡市民であること （6）申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと</p> <p>内 容：奨励金5万円を交付</p> <p>問合せ：《産業振興課 産業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1264）</p>
農村体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：市内在住の方（農家の方は除く）</p> <p>内 容：農家の方から農地を借りて、市民の皆さんが土や緑とふれあい、野菜作りの楽しみと収穫の喜びを体験できる市民農園を、市内に4カ所開設。 ①富岡（28区画） ②一ノ宮（40区画） ③高瀬（41区画） ④妙義（12区画） ※使用料…3,000円（1区画／年）</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）</p>
その他	<p>富岡市まちなか移住体験住宅</p> <p>対象者：富岡市への移住・二地域居住を検討している、市外在住の方</p> <p>内 容：富岡市の風土や日常生活を体験できる「まちなか移住体験住宅」を一定期間貸し出す。 ※使用料…20,000円（月）</p> <p>問合せ：《地域づくり課》 TEL：0274-62-1511（内線1253）</p> <p>未来の教室</p> <p>対象者：市内在学の中学生</p> <p>内 容：市内の中学生を対象に、地域住民（センパイ）との対話を通じて、未来への自発性や意欲を日常の行動に結びつけることを目指した人材育成プログラムを実施する。</p> <p>問合せ：《まちなかにぎわい課》 TEL：0274-67-1256</p>